

(改正履歴省略)

最終履歴：平成31年3月29日規則第20号

(趣旨)

**第1条** この規則は、中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）第5条の規定に基づき、市長の附属機関（以下「審議会等」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱等)

**第2条** 審議会等の委員は、別表に掲げる者のうちから市長が、委嘱又は任命するものとする。

(会長等)

**第3条** 審議会等に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会等を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会等の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第5条** 審議会等の庶務は、別表に定める課等において処理するものとする。

(委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年6月1日から施行する。

(中津川市総合計画審議会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 中津川市総合計画審議会規則（昭和54年中津川市規則第10号）

(2) 中津川市選奨生選考会設置規則（昭和43年中津川市規則第8号）

(3) 中津川市中小企業振興審議会規則（昭和51年中津川市規則第24号）

(4) 中津川市入会林野等高度利用促進協議会設置規則（昭和53年中津川市規則第11号）

(中津川市表彰条例施行規則の一部改正)

3 中津川市表彰条例施行規則（昭和32年中津川市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

4 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年中津川市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(中津川市民生委員推薦会規則の一部改正)

5 中津川市民生委員推薦会規則（昭和51年中津川市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(中津川市交通災害共済条例施行規則の一部改正)

6 中津川市交通災害共済条例施行規則（昭和44年中津川市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(中津川市環境保全条例施行規則の一部改正)

7 中津川市環境保全条例施行規則（昭和49年中津川市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

(中津川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

8 中津川市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年中津川市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

（中津川市教育委員会事務委任規則の一部改正）

9 中津川市教育委員会事務委任規則（昭和42年中津川市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次のよう（省略）

（以下附則省略）

別表（第2条、第5条関係）

審議会等の名称	委員選任の基準	庶務担当課等の名称
中津川市表彰審査委員会	識見を有する者	市長公室秘書課
中津川市史編さん審議会	識見を有する者	文化スポーツ部生涯学習スポーツ課
中津川市総合計画審議会	識見を有する者 各種団体の推せんする者 住民（公募による者）	政策推進部政策推進課
中津川市行政不服審査会	識見を有する者	総務部総務課
中津川市情報公開審査会	識見を有する者	総務部総務課
中津川市個人情報保護審査会	識見を有する者	総務部総務課
中津川市特別職報酬等審議会	公共的団体の推せんする者 識見を有する者	市長公室人事課
中津川市退職手当審査会	識見を有する者	市長公室人事課
中津川市公務災害補償等認定委員会	識見を有する者	市長公室人事課
中津川市公務災害補償等審査会	識見を有する者	市長公室人事課
中津川市介護保険運営協議会	医療及び福祉の事業を代表する者 介護保険の被保険者を代表する者 識見を有する者	市民福祉部高齢支援課
中津川市児童福祉審議会	児童又は知的障がい者の福祉に関する事業に従事する者 識見を有する者	市民福祉部社会福祉課
中津川市環境保全審議会	識見を有する者	環境水道部環境政策課
中津川市環境保全紛争調整委員会	識見を有する者	環境水道部環境政策課
中津川市いじめによる重大事態再調査委員会	弁護士、精神科医、学識経験者及び心理又は福祉の専門家等の識見を有する者	総務部防災安全課
中津川市空家等対策協議会	市長のほか、地域住民、市議会議員及び法務、不動産、建築、福祉、文化等の識見を有する者	総務部防災安全課
中津川市農林政策審議会	農業委員会の委員 農林業団体の推せんする者 農林業者を代表する者 消費者を代表する者 経済団体の推せんする者 識見を有する者	農林部農業振興課

中津川市中小企業振興審議会	識見を有する者 商工業者及び商工業者の団体の推せんする者 消費者及び消費者の団体の推せんする者	商工観光部商業振興課
中津川市都市計画審議会	識見を有する者	リニア都市政策部都市建築課
中津川市景観審議会	識見を有する者	リニア都市政策部都市建築課
中津川市上下水道事業経営審議会	識見を有する者 公共的団体等の推せんする者 住民の代表者	環境水道部水道経営課
中津川市水防協議会	関係行政機関の職員 水防に関係ある団体の代表者 識見を有する者	建設部管理課

全部改正〔平成31年条例20号〕